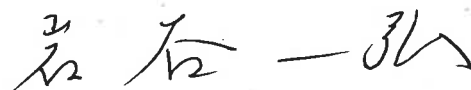


春日部市条例第 31 号

春日部市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 18 日

春日部市長

Handwritten signature in black ink, consisting of stylized characters that appear to be '岩谷 弘' (Iwaya Hiro).

春日部市水道事業給水条例の一部を改正する条例

春日部市水道事業給水条例（平成17年条例第202号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句又は太線で囲まれた部分に改める。

改正後				改正前			
(料金)				(料金)			
第26条 料金は、別表に定める基本料金及び従量料金の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 (特別な場合における料金の算定)				第26条 料金は、別表に定める基本料金及び超過料金の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 (特別な場合における料金の算定)			
第29条				第29条			
(1) 使用日数が30日以内のときは、基本料金の5割に相当する額とする。				(1) 使用水量が基本水量の2分の1以下で、かつ、使用日数が30日以内のときは、基本料金の5割に相当する額とする。			
(2) 使用日数が30日を超えるときは、2か月として算定した金額とする。				(2) 使用水量が基本水量の2分の1を超えるときは、2か月として算定した金額とする。			
別表（第26条関係）				別表（第26条関係）			
(1) 専用給水装置				(1) 専用給水装置			
種別		料率		種別		料率	
用途	メータの口径	基本料金（2か月につき） (使用水量の有無によらず)	従量料金（1立方メートルにつき）	メータの口径	基本料金（2か月につき） 水量	超過料金（1立方メートルにつき）	料金
一般用	13ミリメートル	2,820円	1立方メートルを超え16立方メートルまで	13ミリメートル	16立方メートル	1,700円	
	20ミリメートル		16立方メートルを超え30立方メートル				
			40円				
			182円			120円	

		方メ 一ト ルま で	
25 ミリ メー ト ル	<u>4,640円</u>	30 立 方メ 一ト ルを 超え	<u>232円</u>
30 ミリ メー ト ル	<u>6,640円</u>	50 立 方メ 一ト ルを 超え	<u>266円</u>
40 ミリ メー ト ル	<u>9,120円</u>	70 立 方メ 一ト ルを 超え	<u>302円</u>
50 ミリ メー ト ル	<u>18,220円</u>	100 立 方メ 一ト ルを 超え	<u>370円</u>
		200 立 方メ 一ト ルま で	

		方メ 一ト ルま で	
25 ミリ メー ト ル	<u>2,800円</u>	30 立 方メ 一ト ルを 超え	<u>150円</u>
30 ミリ メー ト ル	<u>4,000円</u>	50 立 方メ 一ト ルを 超え	<u>160円</u>
40 ミリ メー ト ル	<u>5,500円</u>	70 立 方メ 一ト ルを 超え	<u>180円</u>
50 ミリ メー ト ル	<u>11,000円</u>	100 立 方メ 一ト ルを 超え	<u>220円</u>
		200 立 方メ 一ト ルま で	

75ミリメートル	26,500円	200立方メートルを超えるもの	436円
100ミリメートル	57,960円		
150ミリメートル	149,040円		
200ミリメートル以上	管理者が定める額		
臨時用	4,800円	1立方メートルを超えるもの	436円

75ミリメートル	16,000円	200立方メートルを超える	
100ミリメートル	35,000円	300立方メートルまで	270円
150ミリメートル	90,000円	300立方メートルを超えるもの	330円
200ミリメートル以上	管理者が定める額		
臨時用	5,000円	16立方メートルを超えるもの	330円

(2) 共用給水装置

使用区分	基本料金 (2か月につき) (使用水量の有無によらず)	従量料金 (1立方メートルにつき)
共用	一世帯 2,820円につき	1立方メートルを超え 16立方メートルまで 40円  16立方メートルを超え 30立方メートルまで 182円

(2) 共用給水装置

使用区分	基本料金 (2か月につき)	超過料金 (1立方メートルにつき)
共用	一世帯 1,700円につき 使用水量 16立方メートル	16立方メートルを超え 30立方メートルまで 120円

30立方メートルを超え	50立方メートルまで	<u>232円</u>
50立方メートルを超え	70立方メートルまで	<u>266円</u>
70立方メートルを超え	100立方メートルまで	<u>302円</u>
100立方メートルを超え	200立方メートルまで	<u>370円</u>
200立方メートルを超えるもの		<u>436円</u>

30立方メートルを超え	50立方メートルまで	<u>150円</u>
50立方メートルを超え	70立方メートルまで	<u>160円</u>
70立方メートルを超え	100立方メートルまで	<u>180円</u>
100立方メートルを超え	200立方メートルまで	<u>220円</u>
200立方メートルを超えるもの		<u>270円</u>
		<u>330円</u>
		<u>330円</u>
		<u>330円</u>

(3) 私設消火栓

使用区分	料金	
消火栓	1立方メートル	<u>216円</u>

(3) 私設消火栓

使用区分	料金	
消火栓	1立方メートル	<u>140円</u>

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の別表の規定は、令和8年12月1日以後に算定する料金について適用し、同日前に算定した料金については、なお従前の例による。

(令和8年12月1日から令和10年5月31日までに算定する料金の特例)

- 3 前項の規定にかかわらず、令和8年12月1日から令和10年5月31日までに算定する料金の額は、次の表に定める基本料金及び従量料金の合計額に100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるもの

とする。

(1) 専用給水装置

種別		料率	
用途	メーターの口径	基本料金 (2か月につき) (使用水量の有無によ らず)	従量料金 (1立方メートルにつき)
一般用	13ミリメートル	2,360円	1立方メートルを超え
	20ミリメートル	2,360円	16立方メートルまで 20円
	25ミリメートル	3,880円	16立方メートルを超え
	30ミリメートル	5,520円	30立方メートルまで 156円
	40ミリメートル	7,600円	30立方メートルを超え
	50ミリメートル	15,180円	50立方メートルまで 202円
	75ミリメートル	22,080円	50立方メートルを超え
	100ミリメートル	48,300円	70立方メートルまで 230円
	150ミリメートル	124,200円	70立方メートルを超え
	200ミリメートル以上	管理者が定める額	100立方メートルまで 262円
			100立方メートルを超え
			200立方メートルまで 324円
			200立方メートルを超えるもの 384円
臨時用		3,520円	1立方メートルを超えるもの 384円

(2) 共用給水装置

使用区分	基本料金 (2か月につき) (使用水量の有無によらず)	従量料金 (1立方メートルにつき)
共用	一世帯につき 2,360円	1立方メートルを超え
		16立方メートルまで 20円
		16立方メートルを超え
		30立方メートルまで 156円
		30立方メートルを超え
		50立方メートルまで 202円
		50立方メートルを超え
		70立方メートルまで 230円
		70立方メートルを超え
		100立方メートルまで 262円
100立方メートルを超え		
200立方メートルまで 324円		
200立方メートルを超えるもの 384円		

(3) 私設消火栓

使用区分	料金	
消火栓	1立方メートル	195円